

## 2. 意見の概要及び本市の考え方

| 項目 | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                         | 件数 | 本市の考え方                                                         |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------|
| 全般 | 市民（自助）、地域（共助）、市（公助）が一体となって防災、減災に向き合うような文章を採用してほしい。                                                                                                                                                                            | 1  | 全体的に条例案を見直す中で考慮します。                                            |
| 全般 | 全体的に簡素化され過ぎている。特に公助として備蓄物資や復興などの要素を盛り込むべき。                                                                                                                                                                                    | 1  | 内容を充実させるよう条例案を見直します。                                           |
| 全般 | 市民による自発的な防災・減災の為の活動促進を主目的とした「奈良市防災基本条例」制定は遅いぐらいで、一日も早く制定すべきと考える。                                                                                                                                                              | 1  | パブリックコメントの意見を受け、全体的に条例案を見直しますので、期間は要しますが本年中の制定を目標に進めさせていただきます。 |
| 全般 | 奈良県の防災条例と比較し、奈良市条例はもっと中身を深める必要を痛感する。                                                                                                                                                                                          | 1  | 全体的に条例案を見直す中で考慮します。                                            |
| 全般 | 市の防災計画策定時に制定するものであり、遅くても、制定されて、良かった。                                                                                                                                                                                          | 1  | ご意見ありがとうございます。                                                 |
| 前文 | この条例制定に至る、「奈良市」の大規模災害に対する認識や防災・減災・復興を実現する基本理念や決意を簡潔に述べる「前文」が必要であると考えます。特に奈良市に大規模な災害をもたらすであろうことが想定される奈良盆地東縁断層帯地震と南海トラフ巨大地震についての基本認識を示すことが必要です。「奈良は昔から大きな災害がないまちだから大丈夫」と考えられている住民のみなさんが多数おられるように思いますし、そのことが防災活動推進の壁になっていると思います。 | 1  | 全体的に条例案を見直す中で考慮します。                                            |

| 項目  | 意見の概要                                                                                                                           | 件数 | 本市の考え方                                                                                                    |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共助  | 賃貸住宅所有者・管理会社が居住者情報を地域と共有できる仕組みを条例に設けるべき。                                                                                        | 1  | 個人情報に係るものであり、条例において仕組みを設けるべきものではないと考えますが、全体的に条例案を見直す中で共助に関する項目を充実させたいと思います。                               |
| 第1条 | 第3条(3)にある「市は、市民による自助及び共助を支え、市民の安全を確保するという公助の理念」が目的を定めた第1条に感じられないため、第1条にも公助と強い繋がりが感じられる表現が欲しい。                                   | 1  | 全体的に条例案を見直す中で考慮します。                                                                                       |
| 第1条 | 行政がはたすべき防災対策における役割と責務について何らふれないうで、市民に「自助」と「共助」を説くという条例案の構造となっていることに懸念を覚える。第1条に「公助」の用語を挿入し、その位置づけを簡潔に示すことを要望する。                  | 1  | 全体的に条例案を見直す中で考慮します。                                                                                       |
| 第2条 | 3号の表現がぎくしゃくした感じがするため、「防災・減災：災害を未然に防止し、災害による被害を最小限にとどめ、並びに災害からの復旧を図ることをいう。」というように、災害の流れの順にした方が良いのではないか。また、定義する言葉の後ろに「：」を入れてはどうか。 | 1  | 第2条3号の記載については、全体的に条例案を見直す中で考慮します。<br><br>定義のレイアウトについては、奈良市公文例及び法制執務上の慣例に基づき、用語とその意味の間に「：」は置かないものとされております。 |
| 第4条 | 市民は、災害時において、自己及び家族の安全を確保するために、平時から必要な備えをするよう努めるものとする。に関して、「自らおこなうよう」もしくは「すすんでおこなうよう」を追記。                                        | 1  | 全体的に条例案を見直す中で考慮します。                                                                                       |
| 第5条 | 共助には地域にある事業者も含まれるものなのかわからない                                                                                                     | 1  | 全体的に条例案を見直す中で、事業者の役割について盛り込むかを考慮します。                                                                      |

| 項目  | 意見の概要                                                                                                | 件数 | 本市の考え方                                                                       |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------|
| 第5条 | 市民の共助の条文について、3項として「ただし、個々の事情を鑑み、参加を強制するものではない。」を追記。                                                  | 1  | 第5条1項及び2項に定める市民の共助の内容については努力義務であり、条文もそれぞれ「努めるものとする」としており、強制するものではないため追記しません。 |
| 第6条 | 市の役割が見えにくい。                                                                                          | 1  | 全体的に条例案を見直す中で市の役割についても充実した内容となるよう考慮します。                                      |
| 第6条 | 市の役割について、「市は、(中略)市民による自発的な防災・減災のための活動の促進に努めるものとする。」とあるが、下線部を「活動の強力な支援を行う。」と、より踏み込んだ内容とすべき。           | 2  | 全体的に条例案を見直す中で考慮します。                                                          |
| 第6条 | 災害時においての公助(市の役割)の推進に責任を持つ臨場感がでてこない条例になるように思われる。平時において市は活動の促進に努めるだけではなく、図らねばならないくらいの文言を加えるのはどうか。      | 1  | 全体的に条例案を見直す中で考慮します。                                                          |
| 第6条 | 市の役割にもっと多様なサポートの面を盛り込んでほしい。現状では市民が頑張りたいと感じられない内容である。                                                 | 1  | 全体的に条例案を見直す中で考慮します。                                                          |
| 第6条 | 自助共助についてはかなり住民に積極的な関与を求めているが、公助の条文はけっこう控えめな感じがする。                                                    | 1  | 全体的に条例案を見直す中で市の役割についても充実した内容となるよう考慮します。                                      |
| 第6条 | 「奈良市防災基本条例(案)」は防災対策の「基本理念」とする「自助」「共助」「公助」の中で「自助」「共助」を実践するように市民に求めることに重きが置かれ、奈良市の総合的な防災行政の責務の具体が曖昧です。 | 1  | 全体的に条例案を見直す中で市の役割についても充実した内容となるよう考慮します。                                      |

| 項目  | 意見の概要                                                                                | 件数 | 本市の考え方                                  |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|----|-----------------------------------------|
| 第6条 | 市の役割は、基本理念の啓発、啓発推進体制の整備、情報提供、市民活動の推進が挙げられます。市の災害時への直接的な、支援が欠落していると思う。このような事項を追記願いたい。 | 1  | 全体的に条例案を見直す中で市の役割についても充実した内容となるよう考慮します。 |
| 第6条 | 市は災害時、市民の安全、生活維持に必要な支援を、遅滞なく実施に努める。このような気構えでお願い致します。                                 | 1  | 全体的に条例案を見直す中で市の役割についても充実した内容となるよう考慮します。 |